

第4章 施策の展開

第1節 施策の基本方向と主な取組

全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを実現するため、子どもの幸福を追求する権利を保障し、子ども文化と地域での子育てを支援できるよう、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校、家庭、地域が連携するとともに、大人と子どもが互いに信頼し合える多様な人間関係づくりに努めていきます。また、箕面市のまち全体で、子どもがのびのびと育つことのできるまち、安心して子どもを育てることのできるまちをめざします。

第1項 保育・教育サービスの量的・質的充実（子ども・子育て支援事業計画）

市町村は子ども・子育て支援法に基づき、「保育所や幼稚園などの就学前保育・教育サービス及び学童保育や地域子育て支援センターなどの子育て支援サービスの提供量」を子ども・子育て支援事業計画として定める必要があります。

国の指針では、校区等を参考に、就学前保育・教育サービス、子育て支援サービスの提供区域を設定することになっています。本市では、保育所や幼稚園に通所・通園区域がなく、施設整備に場所の制限を設けることは効率が悪いため、地域バランスは配慮しながらも市域を細かく分けず、一つの区域とすることでより効果的なサービス提供をめざします。

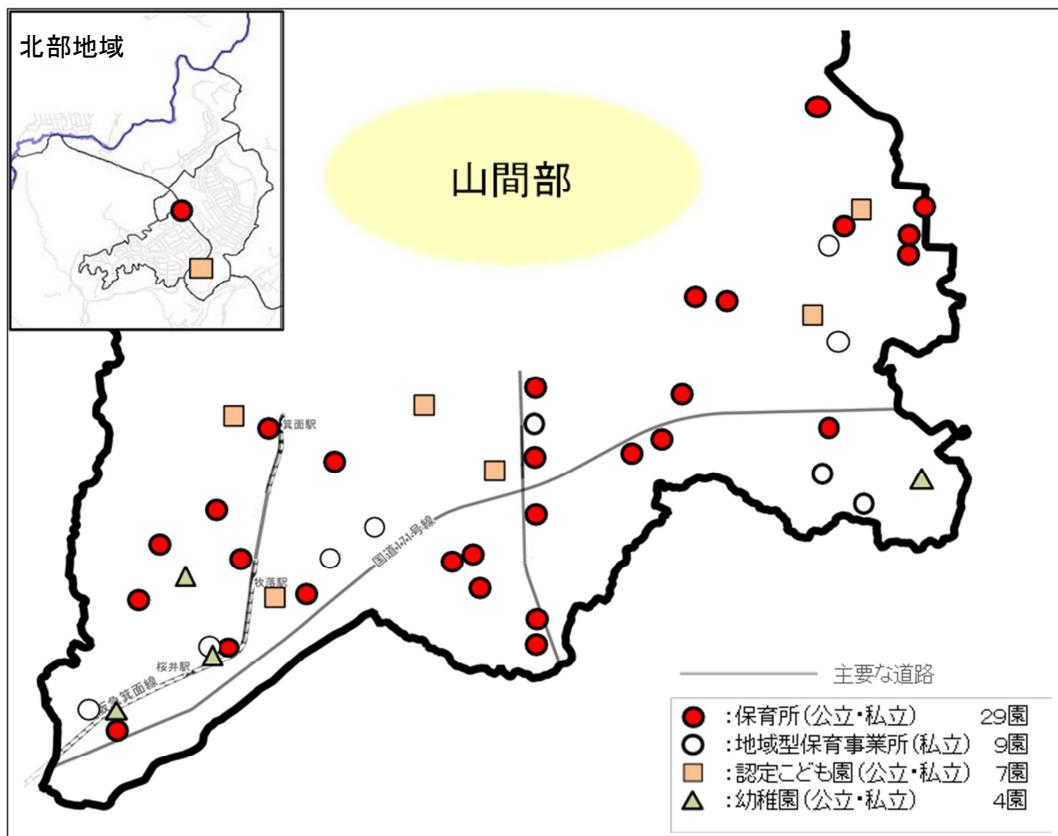
なお、北部地域は、市内の他の地域と離れているため、本来は地域単独で完結することが望ましいものの、交通事情等の問題があり、保育士等の確保が一際厳しく、新規施設の整備が極めて困難な状況にあります。

そのため、令和6年度(2024年度)に、箕面森町にある自治会館を使用して、森町保育送迎ステーションを開始しました。朝と夕方は保育送迎ステーション、日中は車で移動して公立保育所で保育を行っています。

北部地域外も含めた市内及び周辺の他市町の就学前保育・教育施設、さらに森町保育送迎ステーションなど、さまざまな資源を活用して、サービス提供量の充実を図ります。

◆市内の就学前施設の分布図

令和7年(2025年)3月時点



1 就学前保育・教育サービスの提供

今後5年間の就学前保育・教育サービスの提供量を定めるにあたって、国の指針では、まず各年度当初の必要量を見込み、その見込量が既存のサービス量を上回る場合に、保育所や幼稚園などの施設の整備を計画することとなっています。

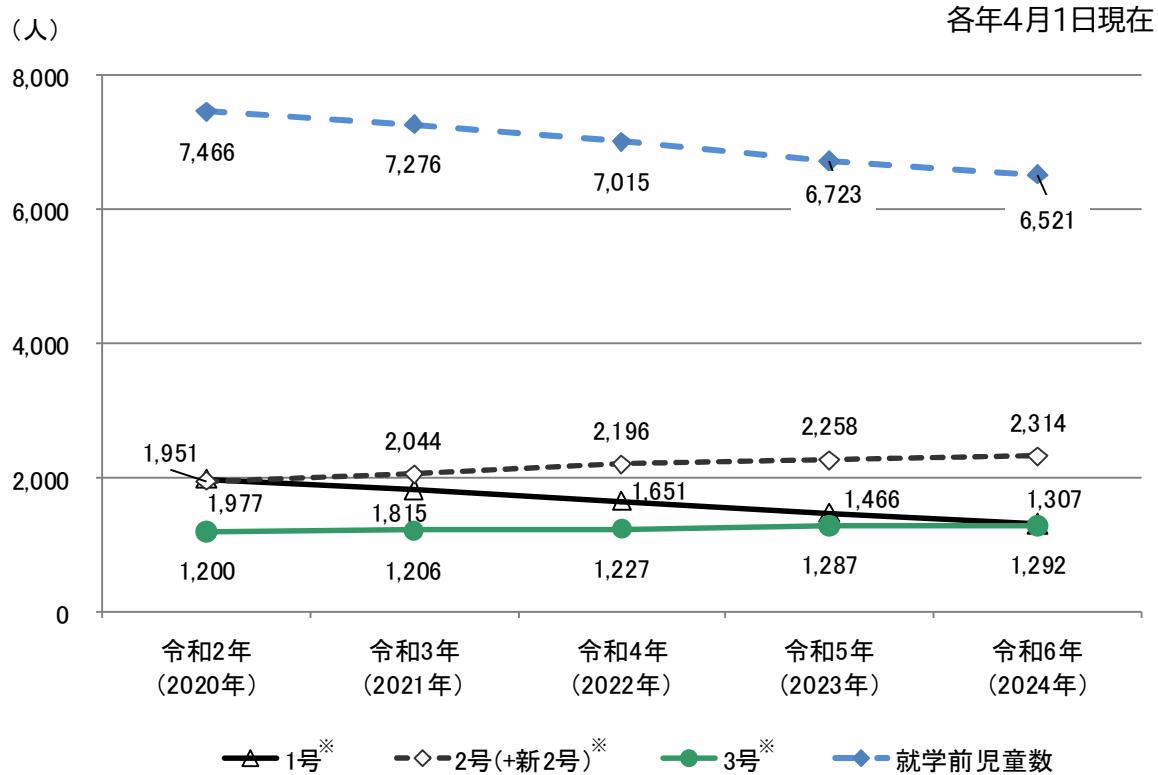
(1)本市のこれまでの状況

ア 保育・幼児教育を必要とする児童数の推移

就学前児童数は年々減少していますが、保育を必要とする(2号・3号認定※)児童数については、年々増加しており、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までで455人(14.4%)増加しています。

3～5歳児では、保育を必要とする(2号認定※)児童数の増加により、教育標準時間のみの幼児教育を必要とする(1号認定※)児童数が減少しており、令和2年度(2020年度)では1号認定が2号認定※を上回っていましたが、令和6年度(2024年度)には2号認定※が1,007人も上回っています。

認定児童数の推移

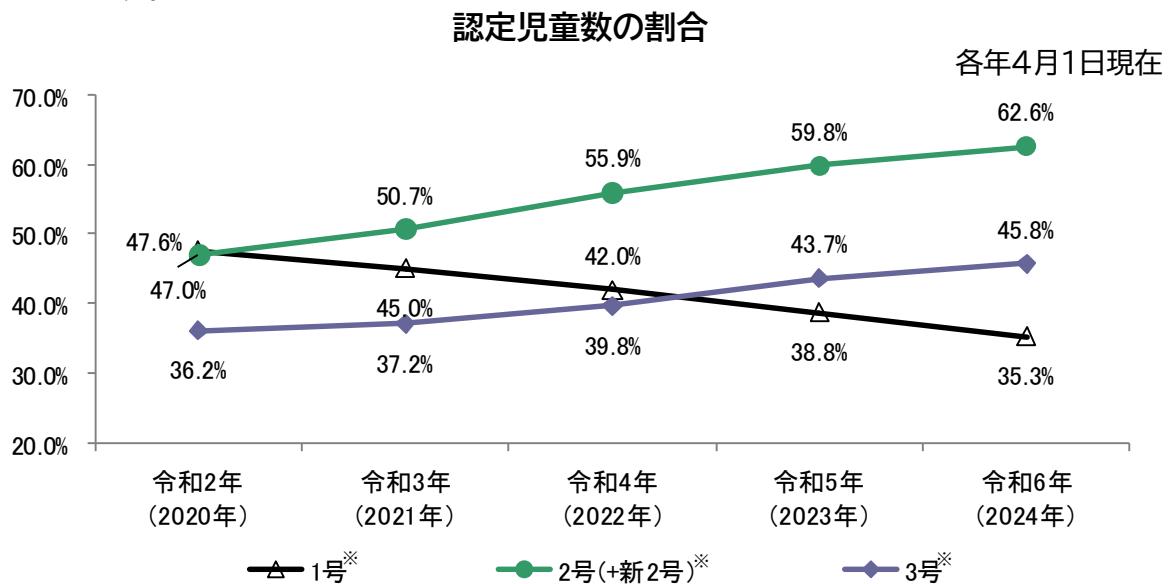


※参考資料「1. 用語解説」(p.112)を参照

イ 保育・幼児教育を必要とする児童の割合の推移

保育・幼児教育を必要とする児童が全体に占める割合を0～2歳児、3～5歳児に分けて比較すると、0～2歳の保育を必要とする(3号認定※)児童の割合は、平成27年度(2015年度)の子ども・子育て支援新制度開始年度に大幅に増加し、以降毎年度増加しています。

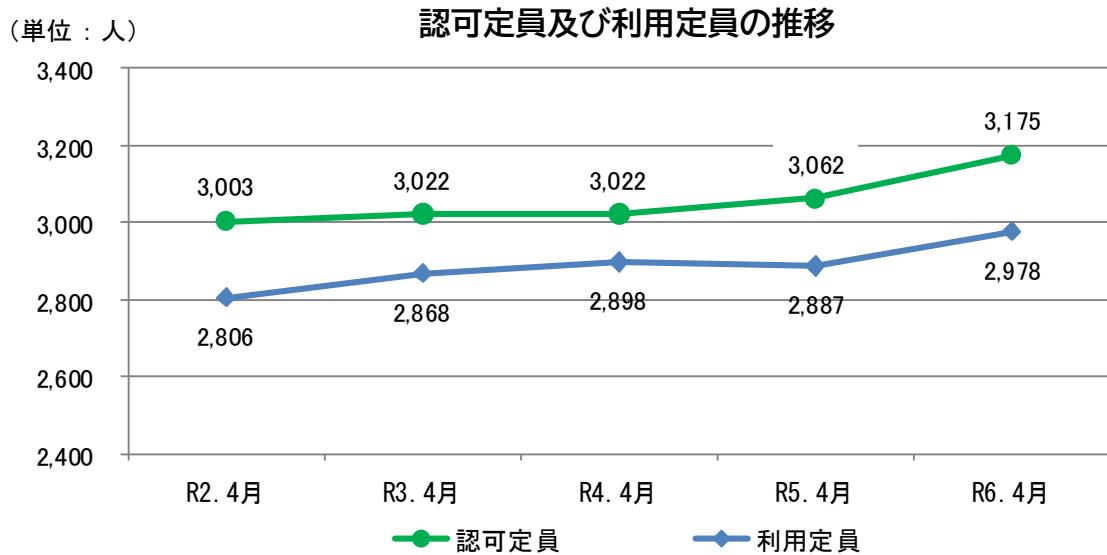
3～5歳児についても、保育を必要とする(2号認定※)児童の割合は、同様に毎年度増加しており、逆に、教育標準時間のみの幼児教育を必要とする(1号認定※)児童の割合は、毎年度減少しています。



ウ 保育施設の定員の推移

本市では、第四次箕面市子どもプランに基づく保育施設の整備等により、令和2年(2020年)4月から令和6年(2024年)4月まで保育施設の認可定員を合計172人分拡大しました(公立・民間合わせて44園3,175人分となりました)。

一方で、保育士不足により実際の利用定員が認可定員まで届かない施設があるため、令和6年(2024年)4月の利用定員は、2,978人分にとどまりました。



※参考資料「1. 用語解説」(p.112)を参照

工 保育施設の待機児童数の推移

本市では、保育ニーズが増加し続けており、第四次箕面市子どもプランに基づく保育施設の整備に加えて、待機児童解消に向けた保育士確保対策として、将来、市内保育施設で保育士として働く意志のある学生や市内民間保育施設に新たに就職する保育士を対象として補助金を交付する「保育士確保対策支援事業」を実施しています。

保育施設の新設だけでなく、既存保育施設の定員拡大を促進したことにより、令和元年度(2019年度)から4年連続で、保育施設の待機児童数がゼロとなっていましたが、令和5年度(2023年度)には、保育士不足により定員を減らした施設が増え、6人の待機児童が出ました。

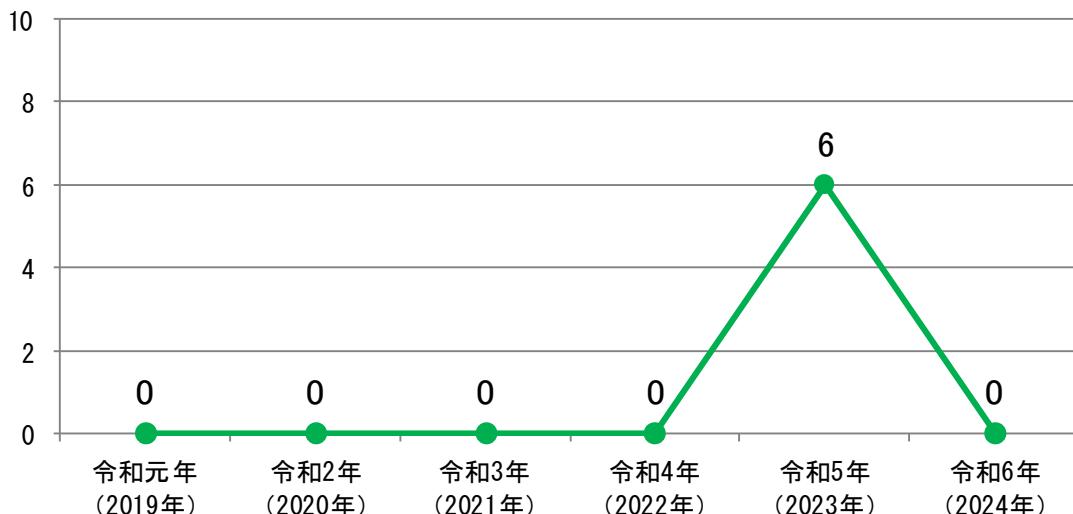
保育士確保対策を充実させるため、生活支援補助金の対象を市外在住者に拡大したことや、地理的な要因で保育士の確保が困難な森町地域に特化した対策として、森町地域の児童を公立保育所で預かるための保育送迎ステーションを設置したことなどにより、令和6年度(2024年度)には、再び待機児童数をゼロに戻しました。

さらに、令和6年度には、学生補助金の対象を市外在住者にも拡大した他、森町地域の民間保育施設に勤務する保育士に対する地域支援補助金や、新たに市内の民間保育施設に採用された保育士を対象とした就職支援補助金を創設するなど、保育士確保支援事業の拡充に取り組みました。

待機児童数の推移(再掲)

各年4月1日現在

(単位：人)

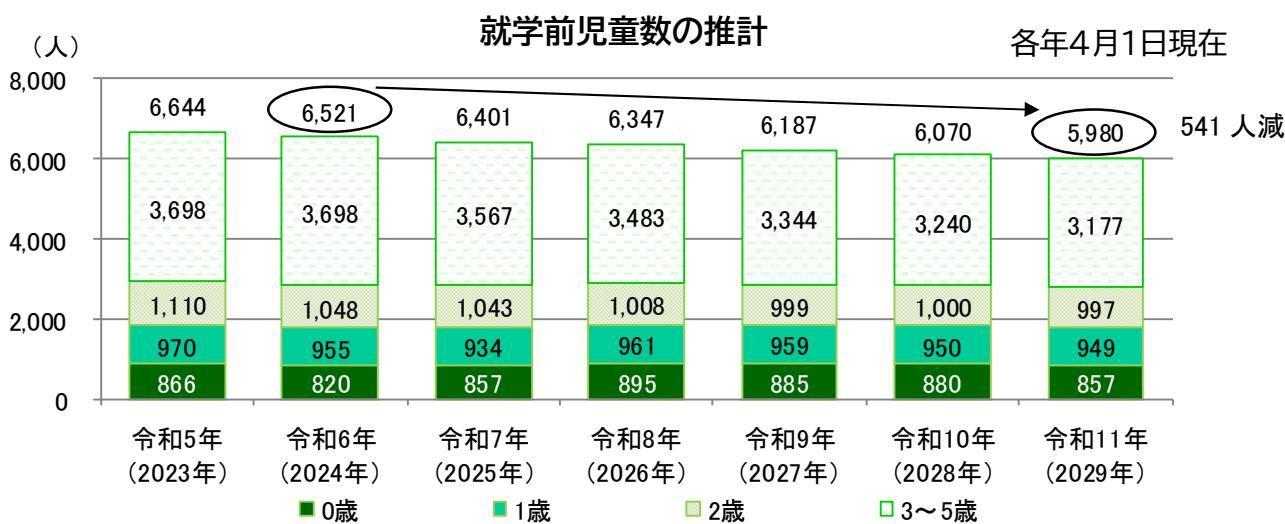


(2)今後5年間における就学前保育・教育サービス必要量の見込み

国の指針では、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)の各年度当初に見込まれる就学前児童数に対し、アンケート調査結果から算出する利用意向率を乗じて、就学前保育・教育サービスの必要量を求めることとなっています。

ア 就学前児童数の推計

本市では、令和6年(2024年)3月の北大阪急行延伸線の開業に伴い、子育て世帯が駅周辺の新設マンションに入居する見通しであるため、0～2歳児の人口が増加に転じる年もありますが、市全体としては、全国の人口動向と同様に減少傾向であり、令和6年から令和11年までの5年間で就学前児童数が541人減少する見込みです。



イ アンケート調査結果による利用意向率

国の指針では、就学前保育・教育サービス必要量を求めるに当たって、就学前保育・教育サービスの利用を希望する子どもを6つの区分に分けることとなっています。

アンケート調査結果から、就学前保育・教育サービスを利用したい保護者の割合(利用意向率)を区分ごとに導き出した結果は、以下のとおりとなります。

区分	利用意向率
①保育を必要とする0歳児	65.3%
②保育を必要とする1歳児	62.6%
③保育を必要とする2歳児	52.6%
④保育のみを必要とする3～5歳児	50.6%
⑤保育及び幼児教育を希望する3～5歳児	11.7%
⑥幼児教育のみを希望する3～5歳児	28.8%

31ページに記載している第2章第6節「子育て支援に関する意識と実態」第2項「調査結果概要」「3 平日の定期的な保育・教育サービスの利用状況」を①～⑥の区分に合わせ、「認可保育所」→年齢ごとに①～④、「幼稚園」→⑥、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」→就労状況に応じ⑤⑥と、回答ごとに計算しました。

ウ 利用意向率の推計

国の指針では、今後5年間の就学前保育・教育サービス必要量を求めるに当たって、アンケート調査結果を用いることとされていますが、令和6年(2024年)3月に実施した調査の結果と、直近である令和6年度(2024年度)の利用申込の状況などから導き出される利用意向率とに乖離が見られました。

区分	アンケート 調査結果	R6 申込状況	差
①保育を必要とする0歳	65.3%	20.1%	▲45.2%
②保育を必要とする1歳	62.6%	54.6%	▲8.0%
③保育を必要とする2歳	52.6%	57.8%	5.2%
④保育のみを必要とする3～5歳	50.6%	45.6%	▲5.0%
⑤保育及び幼児教育を希望する3～5歳	11.7%	16.9%	5.2%
⑥幼児教育のみを希望する3～5歳	28.8%	35.3%	6.5%

利用意向率は、42ページにあるとおり保育を必要とする割合(2号、3号認定※)が増加傾向にあるものの、一定の利用意向率で伸びが落ち着くと想定し、令和11年度(2029年度)に向けて、以下のとおり補正します。

①保育を必要とする0歳(3号認定※)

アンケート調査結果が令和6年度(2024年度)の申込状況と大きく乖離しているが、育児休業取得率が8割台で推移している影響によるものと考え、現状(令和6年度申込状況より少し高めに設定)が一定期間続くと想定

②保育を必要とする1歳(3号認定※)

令和7年度(2025年度)から育児休業給付が厳格化されることから、現在よりも利用意向率が増加すると考えられるが、2歳までの育児休業取得を希望する人も一定数いるため、利用意向率がアンケート調査結果の62.6%を超えることはないと見込み、令和6年度申込状況から63%程度まで、ゆるやかに上昇すると想定

③保育を必要とする2歳(3号認定※)

令和6年度までの申込状況から、アンケート調査結果ほど利用意向率が下がるとは考えにくいが、満3歳児から幼稚園や認定こども園の利用を希望する人も一定数いるため、1歳と同様に、令和6年度申込状況から63%程度までゆるやかに上昇し、令和8年度(2026年度)以降は同水準が一定期間続くと想定

※参考資料「1. 用語解説」(p.112)を参照

④保育のみを必要とする3～5歳(2号認定[※])

令和6年度申込状況から急激にアンケート調査結果ほど利用意向率が上がるとは考えにくいため、利用意向率がアンケート調査結果の50.6%を超えることはないと見込み、徐々に利用意向率が上昇し、令和10年度(2028年度)以降は同水準が一定期間続くと想定

⑤保育及び幼児教育を希望する3～5歳(新2号認定[※])

④の伸びや令和6年度までの申込状況から、アンケート調査結果ほど利用意向率が低くなるとは考えにくいため、令和6年度申込状況からゆるやかに上昇すると想定

⑥幼児教育のみを希望する3～5歳(1号認定[※])

令和6年度申込状況からアンケート調査結果に向け徐々に利用意向率が下がると想定



今後5年間における利用意向率(補正後)

区分	R7	R8	R9	R10	R11
①保育を必要とする0歳	21.3%	21.3%	21.3%	21.3%	21.3%
②保育を必要とする1歳	56.9%	58.2%	59.4%	60.7%	61.9%
③保育を必要とする2歳	60.2%	61.6%	63.0%	63.0%	63.0%
④保育のみを必要とする3～5歳	47.8%	49.2%	50.5%	50.6%	50.6%
⑤保育及び幼児教育を希望する3～5歳	17.5%	18.1%	18.6%	19.2%	19.8%
⑥幼児教育のみを希望する3～5歳	33.8%	32.3%	30.7%	29.2%	28.8%

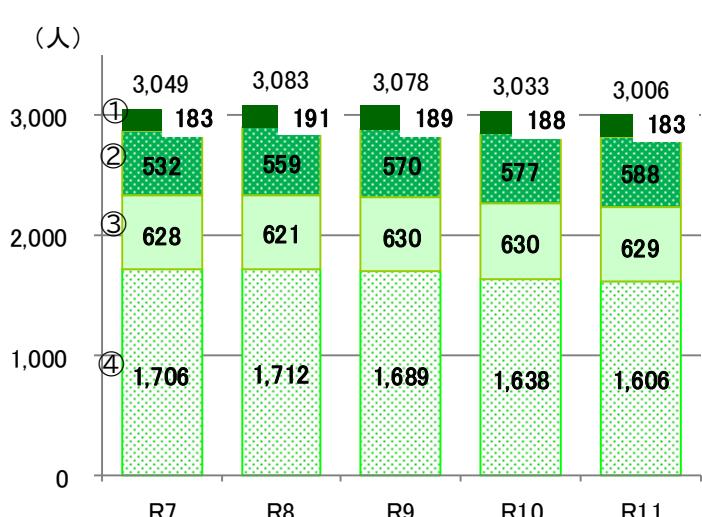
※参考資料「1. 用語解説」(p.112)を参照

工 今後5年間のサービス必要量の推計

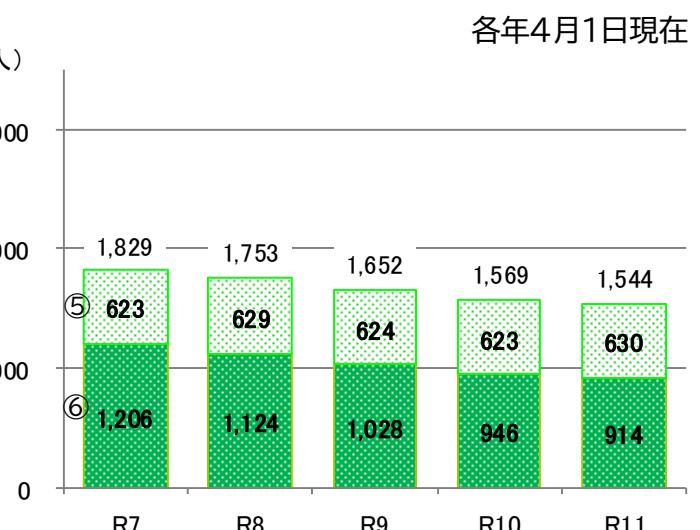
「ア 就学前児童数の推計」で推計した就学前児童数に「ウ 利用意向率の推計」で推計した補正後の利用意向率を乗じて、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの就学前保育・教育サービス必要量を求めたところ、以下のとおりとなりました。

区分	R7	R8	R9	R10	R11
①保育を必要とする0歳	183	191	189	188	183
②保育を必要とする1歳	532	559	570	577	588
③保育を必要とする2歳	628	621	630	630	629
④保育のみを必要とする3～5歳	1,706	1,712	1,689	1,638	1,606
⑤保育及び幼児教育を希望する3～5歳	623	629	624	623	630
⑥幼児教育のみを希望する3～5歳	1,206	1,124	1,028	946	914

保育サービス必要量



幼児教育サービス必要量



- ①保育を必要とする0歳児
- ②保育を必要とする1歳児
- ③保育を必要とする2歳児
- ④保育のみを必要とする3～5歳児

- ⑤保育及び幼児教育を希望する3～5歳児
- ⑥幼児教育のみを希望する3～5歳児

(3)今後5年間のサービス必要量に対する確保方策

ア 第四次箕面市子どもプランに基づく保育定員の拡大

令和2年(2020年)に策定した第四次箕面市子どもプランにおける今後5年間の新たな施設整備計画では、令和6年度までの可能な限り早期に、保育施設の整備及び既存施設の定員増により441人分の保育定員の拡大を進めることとしました。

しかし、コロナ禍の影響もあり、出生率の低下や育児休業の延長などにより、保育ニーズの見極めが困難となり、保育施設の整備は慎重に進めました。一方で、保育士確保対策は、補助金の種類を増やし、対象者を拡大しました。

その結果、令和6年度(2024年度)までに、保育施設の新設や増築等により増加した定員は、212人分となりました。しかし、既存施設では、定員を増やした施設もあるものの、全国的な保育士不足により、施設定員まで子どもを受け入れていない保育施設が多くあることから、約100人分の増加に留まりました。

イ 今後5年間のサービス提供量の見込み

既存施設及び整備予定が決まっている施設(小規模保育事業所から認可保育所への移行、認定こども園や事業所内保育施設の新設など)による今後5年間のサービス区分ごとの提供量の見込みは、以下のとおりとなります。認定こども園や私立幼稚園は、他市の施設へ通う子どももいるため、実績に基づき他市の施設分も含めて計算しています。

各年4月1日現在
(単位:人)

区分	保育サービス提供量				
	R7	R8	R9	R10	R11
①保育を必要とする0歳	172	172	172	172	172
②保育を必要とする1歳	531	531	531	531	531
③保育を必要とする2歳	609	609	609	609	609
④保育のみを必要とする3~5歳	1,778	1,868	1,868	1,868	1,868
保育を必要とする0~5歳	3,090	3,180	3,180	3,180	3,180

区分	幼児教育サービス提供量				
	R7	R8	R9	R10	R11
⑤保育及び幼児教育を希望する3~5歳	824	675	675	675	675
⑥幼児教育のみを希望する3~5歳	1,772	1,556	1,556	1,556	1,556
幼児教育を希望する3~5歳	2,596	2,231	2,231	2,231	2,231

ウ 今後5年間のサービス提供量の過不足(量)

(2)工で求めた今後5年間のサービス必要量に対し、(3)イのサービス提供量では、下表のとおり保育サービスにおいて不足が生じることとなります。また、就学前児童数の推計で見込んでいるマンション新設による転入増の時期などが変わることもあり得るため、さらに体制を整える必要があります。

なお、幼児教育においては、余裕が出る見込みです。

各年4月1日現在
(単位:人)

区分	保育サービスの過不足(量)				
	R7	R8	R9	R10	R11
①保育を必要とする0歳	▲11	▲19	▲17	▲16	▲11
②保育を必要とする1歳	▲1	▲28	▲39	▲46	▲57
③保育を必要とする2歳	▲19	▲12	▲21	▲21	▲20
④保育のみを必要とする3~5歳	72	156	179	230	262
保育を必要とする0~5歳	41	97	102	147	174

区分	幼児教育サービスの過不足(量)				
	R7	R8	R9	R10	R11
⑤保育及び幼児教育を希望する3~5歳	201	46	51	52	45
⑥幼児教育のみを希望する3~5歳	566	432	528	610	642
幼児教育を希望する3~5歳	767	478	579	662	687

エ サービス提供量の確保方策

安定した保育(2号・3号認定※)サービス提供量を確保するためには、施設定員や過去の受け入れ人数に達していない既存施設の定員を満たす保育士確保を最優先とし、引き続き保育士確保策の強化に努めます。ただし、転入増などの状況によっては、保育施設の整備や増設が必要となることも見込まれるため、就学前児童数と利用意向率の推移を常に注視し、必要に応じた対応を行います。

一方で、幼児教育(1号認定※)サービス必要量は今後減少する見込みのため、認定こども園及び幼稚園では、保育(2号認定※)又は保育及び幼児教育(新2号認定※)の定員を増やす、一時保育や乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施するといった形で、多様なニーズに応えられる環境の整備を行う必要があります。

保育士確保が進み、令和7年度(2025年度)に既存施設で一定の定員増となった場合の保育サービス提供量は次表のとおりとなり、計画期間中のサービス必要量を全て満たします。

※参考資料「1. 用語解説」(p.112)を参照

各年4月1日現在
(単位:人)

区分	保育士確保後の保育サービス提供量				
	R7	R8	R9	R10	R11
①保育を必要とする0歳	195	202	202	202	202
②保育を必要とする1歳	547	592	592	592	592
③保育を必要とする2歳	655	664	664	664	664
④保育のみを必要とする3~5歳	1,778	1,868	1,868	1,868	1,868
保育を必要とする0~5歳	3,175	3,326	3,326	3,326	3,326

区分	保育士確保後の保育サービスの過不足(量)				
	R7	R8	R9	R10	R11
①保育を必要とする0歳	12	11	13	14	19
②保育を必要とする1歳	15	33	22	15	4
③保育を必要とする2歳	27	43	34	34	35
④保育のみを必要とする3~5歳	72	156	179	230	262
保育を必要とする0~5歳	126	243	248	293	320

[(まとめ) 各区分における必要量び提供量]

(1) 保育を必要とする0～2歳：3号認定*

【基本情報】

- ・満3歳未満で保育を必要とする子ども
- ・保育所等の保育を希望する場合に受ける認定(3号認定*)
→利用先:保育所、認定こども園、地域型保育事業*

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

各年4月1日現在
(単位:人)

0歳(3号認定*)		R6	R7	R8	R9	R10	R11
確保方策	①必要量(量の見込み)	165	183	191	189	188	183
	保育所	139	147	147	147	147	147
	認定こども園	10	30	36	36	36	36
	地域型保育事業*	20	18	19	19	19	19
	② 合計	169	195	202	202	202	202
差引(②-①)		4	12	11	13	14	19

1歳(3号認定*)		R6	R7	R8	R9	R10	R11
確保方策	①必要量(量の見込み)	521	532	559	570	577	588
	保育所	431	416	445	445	445	445
	認定こども園	37	77	89	89	89	89
	地域型保育事業*	65	54	58	58	58	58
	② 合計	533	547	592	592	592	592
差引(②-①)		12	15	33	22	15	4

2歳(3号認定*)		R6	R7	R8	R9	R10	R11
確保方策	①必要量(量の見込み)	606	628	621	630	630	629
	保育所	485	482	484	484	484	484
	認定こども園	60	105	111	111	111	111
	地域型保育事業*	66	68	69	69	69	69
	② 合計	611	655	664	664	664	664
差引(②-①)		5	27	43	34	34	35

※参考資料「1. 用語解説」(p.112)を参照

(2) 保育を必要とする3～5歳：2号認定※（保育・教育）

【基本情報】

- ・満3歳以上で保育を必要とする子ども
- ・保育所等の保育を希望する場合に受ける認定(2号認定・新2号認定※)
→利用先:保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

各年4月1日現在
(単位:人)

3～5歳 (2号認定※:保育)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)	1,688	1,706	1,712	1,689	1,638	1,606
確保 方策	保育所・認定こども園	1,757	1,778	1,868	1,868	1,868
	② 合計	1,757	1,778	1,868	1,868	1,868
差引(②-①)	69	72	156	179	230	262

3～5歳 (新2号認定※:教育)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)	624	623	629	624	623	630
確保 方策	認定こども園	325	329	333	333	333
	私立幼稚園	401	401	248	248	248
	認可外保育施設	94	94	94	94	94
	② 合計	820	824	675	675	675
差引(②-①)	196	201	46	51	52	45

確保方策（施設整備計画を含む）

(保育を必要とする0～5歳:2号・3号認定)

令和7年度(2025年度) 既存の保育施設で保育士確保による定員拡大

小規模保育事業所から認可保育所への移行

事業所内保育施設の新設

令和8年度(2026年度) 既存の保育施設で保育士確保による定員拡大

認定こども園の新設

※参考資料「1. 用語解説」(p.112)を参照

(3) 幼児教育のみを希望する3～5歳：1号認定※

【基本情報】

- ・満3歳以上で保育を必要としない子ども
- ・幼児教育を希望する場合に受ける認定(1号認定※)
→利用先：認定こども園、幼稚園

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

各年4月1日現在
(単位:人)

3～5歳(1号認定※)		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)		1,307	1,206	1,124	1,028	946	914
確保方策	認定こども園	1,160	1,175	1,186	1,186	1,186	1,186
	幼稚園	597	597	370	370	370	370
	② 合計	1,757	1,772	1,556	1,556	1,556	1,556
差引(②-①)		450	566	432	528	610	642

※参考資料「1. 用語解説」(p.112)を参照

2 地域子ども・子育て支援事業の提供

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て家庭等を対象に市町村が実施する事業です。

- (1) 時間外保育事業(保育所等の延長保育)
- (2) 放課後児童健全育成事業(学童保育)
- (3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- (4) 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)
- (5) 一時預かり事業
- (6) 病児保育事業
- (7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)
- (8) 乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん訪問)
- (9) 養育支援訪問事業
- (10) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (11) 子育て世帯訪問支援事業
- (12) 親子関係形成支援事業（令和7年度から実施）
- (13) 児童育成支援拠点事業（令和7年度から実施）
- (14) 妊婦等包括相談支援事業（令和7年度から実施）
- (15) 産後ケア事業（令和7年度から実施）
- (16) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)（令和8年度から実施）
- (17) 妊婦健康診査
- (18) 利用者支援事業(子育て関連情報の提供・相談窓口)
- (19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (20) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

地域子ども・子育て支援事業は、児童数の推計及びアンケート調査結果、そして令和6年度(2024年度)の状況に基づき、各事業の必要量(量の見込み)を算出し、提供量(確保方策)を示しています。

(1) 時間外保育事業（保育所等の延長保育）

困 親

【基本情報】

- 保育を必要とする子どもについて、通常の利用時間以外において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

各年4月1日現在

(単位:人)

時間外保育事業		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)		1,901	1,906	1,929	1,917	1,906	1,888
確保方策	保育所	1,540	1,544	1,563	1,553	1,544	1,529
	認定こども園	228	229	231	230	229	227
	地域型保育事業*	133	133	135	134	133	132
	② 合計	1,901	1,906	1,929	1,917	1,906	1,888
過不足(量)(②-①)		0	0	0	0	0	0

【必要量(量の見込み)の算出方法】

- ①今後5年間の0～5歳児の児童数を推計

(単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～5歳	6,521	6,401	6,347	6,187	6,070	5,980

- ②アンケート調査結果から、家庭類型ごとの利用意向率(18時以降の保育を希望する割合)を算出

家庭類型:(a)ひとり親家庭(母子又は父子家庭)
 (b)フルタイム・フルタイム共働き家庭
 (c)フルタイム・パートタイム共働き家庭
 (d)パートタイム・パートタイム共働き家庭

- ③過去5年の利用実績と②で算出した利用意向率に乖離があることから、実態を踏まえて必要量を算出

※参考資料「1. 用語解説」(p.112)を参照

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

若 困 親

【基本情報】

- ・保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業
- ・対象児童は、小学6年生まで

【必要量（量の見込み）及び提供量（確保方策）】

各年4月1日現在
(単位:人)

放課後児童健全育成事業		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量 (量の見込み)	1年	582	717	719	722	712	698
	2年	544	524	642	644	646	637
	3年	407	440	426	520	521	523
	4年	240	264	285	275	337	337
	5年	149	132	143	155	147	181
	6年	45	73	63	67	75	71
	合計	1,967	2,150	2,278	2,383	2,438	2,447
②確保方策	学童保育	1,997	2,157	2,317	2,397	2,477	2,477
過不足(量)(②-①)		30	7	39	14	39	30

※学童保育の定員児童数で設定しています。

施設整備方針

学童保育は、年間の利用児童数の推移を見ると、前年度の春季休業から引き続いて利用する子どもに加えて、新入生が入る年度当初が最も多く、年度末に向けて減少します（夏季休業中は少し増加します）。そのため、年度当初に全ての利用希望者が利用できるように、学童保育室を整備します。

確保方策

各小学校区の利用状況に応じて対応します。

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

【必要量(量の見込み)の算出方法】

①令和6年(2024年)4月1日の学童保育利用児童の実績

(単位:人)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
582	544	407	240	149	45	1,967

②保育を必要とする5歳児と幼児教育及び保育を希望する5歳児の合計人数の推計
(令和6年度は実績)

(単位:人)

R6	R7	R8	R9	R10	R11
817	816	820	810	792	783

③保育のみを必要とする5歳児と保育及び幼児教育を希望する5歳児が就学時に学童保育を利用する割合(最近3年間の利用率平均 87.0%)を②に乗じて、各翌年度の1年生の学童利用児童数とする

④学童保育を利用している児童が翌年度も学童保育を利用する割合(最近3年間の継続率平均1年生 88.5%、2年生 80.9%、3年生 63.7%、4年生 54.9%、5年生 42.8%)を①に乗じて、各翌年度の2年生から6年生の学童利用児童数とする

⑤ ③④で算出した学童保育利用児童数を合計

若 子ども・若者計画に関する取組

親 ひとり親家庭等自立促進計画に関する取組

困 こどもの貧困の解消に向けた対策の計画に関する取組

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

困 **親**

【基本情報】

- 保護者の疾病等の理由により、家庭での養育(子育て)が一時的に困難となつた児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人日)

子育て短期支援事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)		29	29	29	28	28
②確保方策	30	29	29	29	28	28
過不足(量)(②-①)		0	0	0	0	0

確保方策

現在、契約している府内5施設と引き続き契約を継続し、ニーズに対応可能な受け入れ体制を確保します。

【必要量(量の見込み)の算出方法】

- ①今後5年間の0～5歳児の児童数を推計

(単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～5歳	6,521	6,401	6,347	6,187	6,070	5,980

- ②アンケート調査結果から、全家庭類型の利用意向率(子育て短期支援事業の利用を希望する割合)を算出

- ③過去5年の利用実績と②で算出した利用意向率に乖離があることから、実態を踏まえて必要量を算出

(4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

困 親

【基本情報】

- ・乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人日)

地域子育て支援拠点事業		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)			14,490	14,490	14,626	14,466	14,313
②確保方策	地域子育て支援拠点	14,490	14,490	14,490	14,626	14,466	14,313
過不足(量)(②-①)			0	0	0	0	0

確保方策

地域子育て支援センターの運営と、地域子育て支援センターがない地域については子育て支援センターから公共施設等へ出向き、出張子育てひろばを開催することにより確保します。

【必要量(量の見込み)の算出方法】

- ①今後5年間の0～2歳児の児童数を推計

(単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～2歳	2,823	2,834	2,864	2,843	2,830	2,803

- ②アンケート調査結果から、全家庭累計の利用意向率(地域子育て支援拠点事業の利用を希望する割合)を算出

- ③過去5年の利用実績と②で算出した利用意向率に乖離があることから、実態を踏まえて必要量を算出

(5) 一時預かり事業

困親

【基本情報】

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的な預かりを行う事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人日)

一時預かり事業 (幼稚園型)		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)			71,827	71,385	69,764	68,680	68,935
確保方策	1号認定*	15,820	14,598	13,605	12,443	11,451	11,063
	新2号認定*	57,321	57,229	57,780	57,321	57,229	57,872
	② 合計	73,141	71,827	71,385	69,764	68,680	68,935
過不足(量)(②-①)			0	0	0	0	0

※一時預かり事業(幼稚園型)は在籍園児が対象であることから、必要量を上回る提供が可能なため、確保方策と同数とします。

(単位:人日)

一時預かり事業 上記以外(在宅)利用		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)		8,411	8,250	8,316	8,248	8,409	8,595
確保方策	保育所	5,719	5,793	5,793	5,793	5,793	5,793
	認定こども園	350	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233
	地域型保育事業*	265	265	265	265	265	265
	ファミリー・サポート (就学前)	720	720	720	720	720	720
	ちよこっと保育	699	699	699	699	699	699
	② 合計	7,753	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710
過不足(量)(②-①)		▲658	460	394	462	301	115

※保育所利用児童が今後も増加見込みであり、在宅保育児童は減少見込みであるものの、アンケート調査結果として高い利用意向があるため、実態をもとに緊急要件や就労以外の私的要件の増加を見込んで必要量を算出しています。

※参考資料「1. 用語解説」(p.112)を参照

確保方策

- ・保育施設では、保育所から認定こども園への移行及び保育所での新規実施予定があるため、令和7年度に内訳を変更しています。令和8年度以降は、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)と調整しながら、保育士確保状況に応じて定員を確保します。
- ・市内2か所の一時保育事業所において引き続き実施することにより確保します。
- ・ファミリー・サポート・センター事業では引き続き援助会員の増加に取り組みます。

【必要量(量の見込み)の算出方法】

①幼稚園型については、1号認定※と新2号認定※を推計

それ以外(在宅)については、0～5歳児の今後5年間の児童数を推計

(単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1号認定※	1,307	1,206	1,124	1,028	946	914
新2号認定※	624	623	629	624	623	630
0～5歳	6,521	6,401	6,347	6,187	6,070	5,980

②アンケート調査結果から、利用意向率(一時預かり事業の利用を希望する割合)を算出

③過去5年の利用実績と②で算出した利用意向率に乖離があることから、実態を踏まえて必要量を算出

※参考資料「1. 用語解説」(p.112)を参照

(6) 病児保育事業

困 親

【基本情報】

- ・入院が必要でなく、重度でない病気または病気回復期の子どもについて、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人日)

病児保育事業		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)		951	1,350	1,931	2,559	2,949	3,207
確保方策	病児保育	2,176	2,176	2,176	2,176	2,176	2,176
	病後児保育	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	② 合計	3,616	3,616	3,616	3,616	3,616	3,616
過不足(量)(②-①)		2,665	2,266	1,685	1,057	667	409

確保方策

子どもの病気によって一度に受け入れられる人数が変動することから、定員に余裕を持たせた提供量としていますが、利用実績が増えていることから、今後の利用状況と提供量のバランスを注視し、状況によっては新規施設の整備を検討します。

【必要量(量の見込み)の算出方法】

- ①今後5年間の保育を必要とする0～5歳児の児童数を推計 (単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～5歳	3,604	3,672	3,712	3,702	3,656	3,636

- ②アンケート調査結果から、家庭類型ごとの利用意向率(子どもが病気等になった際の保育を希望する割合)を算出

家庭類型:(a)ひとり親家庭(母子又は父子家庭)
 (b)フルタイム・フルタイム共働き家庭
 (c)フルタイム・パートタイム共働き家庭
 (d)パートタイム・パートタイム共働き家庭

- ③過去5年の利用実績と②で算出した利用意向率に乖離があることから、実態を踏まえて必要量を算出

(若) 子ども・若者計画に関する取組

(困) こどもの貧困の解消に向けた対策の計画に関する取組

(親) ひとり親家庭等自立促進計画に関する取組

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

(困) **(親)**

【基本情報】

- 生後57日目から小学6年生までの子どもをもつ保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望するかたと当該援助を行うことを希望するかたとの相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人日)

子育て援助活動支援事業			R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)			1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554
確保方策	ファミリー・サポート	就学前	720	720	720	720	720	720
		就学後	834	834	834	834	834	834
	② 合計		1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554
過不足(量)(②-①)			0	0	0	0	0	0

確保方策

引き続き、ファミリー・サポート・センター1か所にて、援助会員の増加に取り組みながら、事業実施することにより確保します。

【必要量(量の見込み)の算出方法】

- ①今後5年間の0～11歳の児童数を推計

(単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～11歳	15,472	15,124	14,760	14,404	14,036	13,684

- ②アンケート調査結果から、全家庭類型の利用意向率(ファミリー・サポート・センターの利用を希望する割合)を算出

- ③過去5年の利用実績と②で算出した利用意向率に乖離があることから、実態を踏まえて必要量を算出

若 子ども・若者計画に関する取組

親 ひとり親家庭等自立促進計画に関する取組

困 こどもの貧困の解消に向けた対策の計画に関する取組

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

困 親

【基本情報】

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業(新生児訪問と一体的に実施)

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人)

乳児家庭全戸訪問事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量	820	857	895	885	880	857
②こんにちは赤ちゃん訪問	820	857	895	885	880	857
過不足(量)(②-①)	0	0	0	0	0	0

※原則、全戸訪問を行いますので、必要量(量の見込み)と同数の訪問としています。

【必要量(量の見込み)の算出方法】

- ①今後5年間の0歳児の児童数を推計

(単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	820	857	895	885	880	857

- ②原則、全戸訪問のため、児童数と同数とする

 子ども・若者計画に関する取組

 ひとり親家庭等自立促進計画に関する取組

 こどもの貧困の解消に向けた対策の計画に関する取組

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

(9) 養育支援訪問事業

【基本情報】

- ・養育(子育て)への支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人)

養育支援訪問事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量	30	30	30	30	30	30
②養育支援訪問事業	30	30	30	30	30	30
過不足(量)(②-①)	0	0	0	0	0	0

※原則、対象となる家庭は訪問を行いますので、必要量(量の見込み)と同数の訪問とされています。

【必要量(量の見込み)の算出方法】

- ①過去5年間の訪問実績を踏まえ算出

(10) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

若 **困** **親**

【基本情報】

- ・子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策協議会)機能を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応につなげるため、要保護児童対策協議会の調整機関職員や、ネットワークを構成する関係機関等の専門性の強化及び地域ネットワーク機関の連携強化を図る取組を実施する事業

箕面市要保護児童対策協議会にて、代表者会議、実務者会議、個別事例検討会等を実施しています。

- ①代表者会議…各関係機関の代表で組織され、要保護対策のシステム等、包括的な事項について確認や話し合いを行っています。
- ②実務者会議…各機関の代表者で構成される3つの部会を設置しています。児童虐待部会では、虐待事例の進行管理を行い、より客観的な視点でリスクの判断を行うため、第三者の委員として警察署、弁護士、学識経験者を配置しています。非行・問題行動部会、障害部会では、各部会で把握する児童から、虐待事例を児童虐待部会に報告する役割を担っています。
- ③個別事例検討会…各事例に直接関わる実務担当者が参加し、事例に関する現状確認と、具体的な支援内容や役割を検討するために開催します。

若 子ども・若者計画に関する取組

困 こどもの貧困の解消に向けた対策の計画に関する取組

親 ひとり親家庭等自立促進計画に関する取組

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

(11) 子育て世帯訪問支援事業

若 困 親

【基本情報】

- ・家事・子育て等に不安や負担を抱える家庭等に対し、訪問支援員を派遣し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人日)

子育て世帯訪問支援事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)	144	144	168	188	209	227
②確保方策	144	144	168	188	209	227
過不足(量)(②-①)	0	0	0	0	0	0

※原則、対象となる家庭は訪問を行いますので、必要量(量の見込み)と同数としています。

【必要量(量の見込み)の算出方法】

- ①今後5年間の0～17歳の児童数を推計 (単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～17歳	24,738	24,697	24,647	24,270	23,928	23,433

- ②現在相談対応している家庭のうち本事業の利用が望ましい家庭数を算出し、今後5年間で利用が望ましい家庭が微増することを想定して対象世帯数を推計

- ③本事業の利用上限は月8日間で原則3か月間の利用であるため、平均利用日数はそれらを乗じた24日間とする。

- ④①に②を乗じて、令和6年(2024年)4月現在の児童数で割り、③を乗じることで算出

若 子ども・若者計画に関する取組

親 ひとり親家庭等自立促進計画に関する取組

困 こどもの貧困の解消に向けた対策の計画に関する取組

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

(12) 親子関係形成支援事業（令和7年度から実施）

若 **困** **親**

【基本情報】

- ・児童との関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者に対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等の場を提供することにより、親子間における良好な関係の形成を支援するとともに、同じ不安を抱える保護者同士のつながりの構築を図る事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人)

親子関係形成支援事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)	12	12	12	12	12	12
②確保方策	12	12	12	12	12	12
過不足(量)(②-①)	0	0	0	0	0	0

※原則、対象となる世帯に実施しますので、必要量(量の見込み)と同数とっています。

【必要量(量の見込み)の算出方法】

- ①今後5年間の0～17歳の児童数を推計 (単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～17歳	24,738	24,697	24,647	24,270	23,928	23,433

- ②相談支援員が対応している世帯のうち、本事業の利用が望ましい世帯の割合を乗じて算出

若 子ども・若者計画に関する取組

困 こどもの貧困の解消に向けた対策の計画に関する取組

親 ひとり親家庭等自立促進計画に関する取組

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

(13) 児童育成支援拠点事業（令和7年度から実施）

若 困 親

【基本情報】

- ・養育環境への支援が必要な児童について、放課後や長期休暇中に生活や学習へのサポートが受けられる居場所を提供し、必要に応じて当該児童の保護者に対し、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人)

児童育成支援拠点事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)		52	52	52	51	50
②確保方策		52	52	52	51	50
過不足(量)(②-①)		0	0	0	0	0

【必要量(量の見込み)の算出方法】

- ①今後5年間の6～17歳の児童数を推計

(単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
6～17歳	18,217	18,296	18,300	18,083	17,858	17,453

- ②相談支援員等の対応している児童のうち、本事業の利用が望ましい児童の割合を乗じて算出

若 子ども・若者計画に関する取組

親 ひとり親家庭等自立促進計画に関する取組

困 こどもの貧困の解消に向けた対策の計画に関する取組

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

(14) 妊婦等包括相談支援事業（令和7年度から実施）

若 **困** **親**

【基本情報】

- ・妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、面談等により妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報提供、相談その他の援助を行う事業(伴走型相談支援)

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:回)

妊婦等包括相談支援事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量		2,571	2,685	2,655	2,640	2,571
②確保方策 (こども家庭センター)		2,571	2,685	2,655	2,640	2,571
過不足(量)(②-①)		0	0	0	0	0

※1組当たり3回面談を実施(妊娠届出時、妊娠8か月時アンケート、新生児産婦訪問等に各1回実施)

【必要量(量の見込み)の算出方法】

- ①今後5年間の0歳児の児童数を推計

(単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	820	857	895	885	880	857

- ②0歳児の児童数を妊娠届出数とみなし、3(1組当たり面談回数3回を想定)を乗じて算出

若 子ども・若者計画に関する取組

困 こどもの貧困の解消に向けた対策の計画に関する取組

親 ひとり親家庭等自立促進計画に関する取組

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

(15) 産後ケア事業（令和7年度から実施）

若 **困** **親**

【基本情報】

- 退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人日)

産後ケア事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量		492	514	508	506	492
②確保方策(延べ人数)		492	514	508	506	492
過不足(量)(②-①)		0	0	0	0	0

※出産後1歳頃までの産婦と乳児に対して、宿泊型、日帰り型、訪問型の3形態により実施

【必要量(量の見込み)の算出方法】

- ①以下の計算式で必要量を算出

$$\text{必要量} = A: \text{推計産婦数(人)} \times \frac{C: \text{利用見込み産婦数(人)}}{B: \text{全産婦数(人)}} \times D: \text{平均利用日数(日)}$$

A 推計産婦数…今後5年間の0歳児の児童数を推計し、産婦数とみなす

(単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	820	857	895	885	880	857

B 全産婦数…令和6年度の0歳児の児童数を令和6年度の産婦数とみなす

C 利用見込み産婦数…令和6年度の産後ケア利用実人数の見込み

D 平均利用日数…令和6年度の1人当たりの利用日数の見込み

若 子ども・若者計画に関する取組

親 ひとり親家庭等自立促進計画に関する取組

困 こどもの貧困の解消に向けた対策の計画に関する取組

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（令和8年度から実施）

困 **親**

【基本情報】

・保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業※等に通っていない生後6か月から満3歳未満の児童が、月10時間以上の利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園事業（令和8年度から国の給付制度となる）

※令和8・9年度は経過措置期間のため、月3時間とする

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人日)

乳児等通園支援事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要定員数			20	20	64	62
②確保方策			149	149	149	149
過不足(量)(②-①)			129	129	85	87

確保方策

・一時預かり事業や私立幼稚園で実施しているプレ保育等と調整しながら、保育士確保状況や待機児童の状況に応じて定員を確保します。

【必要量(量の見込み)の算出方法】

①1か月あたりの必要受入時間数を、以下のとおり算出

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
必要受入時間数			3,498	3,437	11,285	11,058

②国の示す指針に基づき、1か月当たり必要受入時間数を定員1人1か月当たりの受入可能時間数(8時間/日×22日/月)で除して、年齢ごとに算出

※参考資料「1. 用語解説」(p.112)を参照

(17) 妊婦健康診査

若 困 親

【基本情報】

- ・妊婦ならびに胎児の健康管理を行い、安心・安全な出産ができる体制の確保を目的とした事業
- ・健康診査の内容としては、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに妊娠期間中の適した時期に、必要に応じた医学的検査を実施

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:回)

妊婦健診	R6	R7	R8	R9	R10	R11
助成対象者数	820	857	895	885	880	857
助成回数(延べ回数)	9,184	9,598	10,024	9,912	9,856	9,598

【必要量(量の見込み)の算出方法】

①以下の計算式で対象人数を算出

助成回数 = A:今後5年間の妊婦数×受診券配布数 14枚×B:利用実績割合 0.8

A 妊婦数…今後5年間の0歳児の児童数を推計し、妊婦数とみなす

(単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	820	857	895	885	880	857

B 利用実績割合…令和2～5年度の各年度における助成回数実績÷(各年度出生数×受診券配布数14枚)の平均

(18) 利用者支援事業(子育て関連情報の提供・相談窓口)

若 困 親

【基本情報】

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業

(単位:か所)

利用者支援事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施施設数(基本型)	—	—	1	1	1	1
地域子育て相談機関	—	—	1	1	1	1
実施施設数(特定型)	1	1	1	1	1	1
実施施設数 (こども家庭センター型)	1	1	1	1	1	1

(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

困 親

【基本情報】

- 世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に必要な給食費(副食材料費)、物品の購入費用等の全部又は一部を助成する事業

本市では、低所得者の負担軽減を図るため、施設等利用給付認定※保護者に対する副食材料費に要する費用を補助しています。物品購入や行事参加費用に対する助成は、保護者負担に対する助成として0～2歳児の保育料の軽減(保育所等の保育料自体を国の基準より下げる措置)により実施していますので予定していません。

(20) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

【基本情報】

- 多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園が受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業

本市では、事業主体を限定せずに、支援が必要な子どもを受け入れる幼稚園や保育所等に対する補助事業を従前から実施しており、国の基準により本事業の対象となる子どもも、加配が必要な場合は補助対象としています。

※参考資料「1. 用語解説」(p.112)を参照